

令和4年度

事業報告書

一般財団法人 東日本小型自動車競走会

業務概要

本財団は、川口本部並びに浜松支部、伊勢崎支部で組織され、小型自動車競走法に基づき指定された競走実施法人として各施行者からの委託を受け、小型自動車競走の実施運営にあたっている。

令和4年度も事業計画に基づき、競走実施法人としての使命と責任を果たすべく、事業運営の健全化を図りつつ、小型自動車競走の公正、安全かつ円滑な実施、審判、選手管理、番組編成及び検査等の業務について、効果的、効率的に実施運営を行った。

また、競輪・オートレースにおける新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン及び新型コロナウイルス感染症対策要綱に基づき、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止策を徹底し、施行者や選手会等関係団体一丸となって感染防止に努めた。

昨年4月に救護員の尊い命を失うという重大事故が発生した。

この重大事故に関し、直ちに事故の検証及び安全対策の再検討を行い、事故再発防止委員会において、このような事故が再び起こらないよう救護員の安全確保のための再発防止対策を進めている。

そのような中、オートレース業界の現状を十分に認識し、全職員が共通の認識をもちつつ、お客様の満足度を向上すべく、車券の売上状況、アンケート等のご意見を参考にしながら、施行者や選手会等関係団体と緊密に連携して、企画レースの開催、各種方策を実施した。

開催日数については、3場合わせて当初365日の予定であったが、川口場において停電により5日及び天候不良により1日が中止となり、また、浜松場において重大な落車事故により1日が中止となったことから、令和4年度においては358日の開催となった。

1. 競走関係事業

小型自動車競走施行者（本財団管内の川口市、浜松市及び伊勢崎市の3施行者）から一括受託した業務を各オートレース場において、公正かつ安全に実施するとともに、競走関係業務の検証・改善を行い、魅力ある小型自動車競走運営を実施した。

また、小型自動車競走振興法人が定める審判の要領、番組の要領、検査の要領及び管理の要領について、必要に応じ小型自動車競走振興法人、施行者等関係団体と協議した。

（1）小型自動車競走の実施業務

① 各施行者別の競走実施状況は次のとおりである。

川口市営 18回（135日（対前年度 ▲5日））

※ナイター開催43日間（ナイトレースを含む。）

- ・SG第41回オールスターオートレース（4月）
- ・スーパースターフェスタ2022（12月）

- ・記念GⅠ（6、2月）
 - ・記念GⅡ（5月）
- 浜松市営 13回（99日（対前年度 +7日））
- ※アーリーレース開催 15日間
 - ・SG第36回全日本選抜オートレース（2月）
 - ・特別GⅠ共同通信社杯プレミアムカップ（9月）
 - ・記念GⅠ（5、10月）
 - ・記念GⅡ（7、11月）
- 伊勢崎市営 14回（124日（対前年度 +2日））
- ※ナイトー開催 107日間（アフター5 ナイターを含む。）
 - ・SG第26回オートレースグランプリ（8月）
 - ・記念GⅠ（9、1月）
 - ・記念GⅡ（6、1月）

② 令和4年度における年間車券売上金額は、川口場 251 億 9,289 万 5,200 円（対前年度比 98.4%）、浜松場 153 億 7,791 万 100 円（同 113.4%）、伊勢崎場 231 億 4,260 万 3,300 円（同 101.4%）であった。

また、年間入場人員は、川口場 30 万 5,191 人（対前年度比 101.4%）、浜松場 20 万 9,684 人（同 130.8%）、伊勢崎場 20 万 5,037 人（同 110.8%）であった。

③ ホームページにより小型自動車競走の広報及び情報提供を行ったほか、本財団の情報公開を行った。

（2）審判に関する業務

- ① 審判業務にあたっては、小型自動車競走振興法人の定める「審判の要領」に従い、常に冷静沈着にして節度ある態度を保持し、確固たる信念に基づき、厳正に各施行者の定める小型自動車競走実施規則を適用して、正確かつ迅速に審判業務を遂行して、公正安全かつ円滑に競走運営を実施した。
- ② 本部、各支部とも審判長が中心となって、ビデオによる判定研修等を実施し、審判技術の向上、判定基準の習熟等を図った。また、小型自動車競走振興法人が開催する審判長会議、判定研修会にも積極的に参加した。
- ③ 落車事故等によるレース不成立は、川口場 7 件、浜松場 5 件、伊勢崎場 4 件で 3 場合わせて 16 件発生した。
- ④ 落車事故発生時における迅速な選手救護及び残留競走車除去のため、競走車を使った実地訓練を開催毎に実施したほか、救護マニュアルに基づき、救護員等の安全確保、救護活動等に関する教育・救護訓練を各場 2 回実施した。

（3）番組編成に関する業務

- ① 番組編成にあたっては、小型自動車競走振興法人の定める「番組編成の要領」に従い、常に公正無私の態度をもって、選手、競走車の能力及び小型自動車競走の特性を的確に把握し、公正安全な競走の実施を主眼として番組編成を行った。
- また、事前に参加選手の操縦技術や発走技術、参加直前の成績等を十分に調査

検討して、ハンデを賦課した。

- ② 企画レースとして、各場での予選を勝ち抜いた女子選手 8 名での「スーパースターガールズ王座決定戦」、川口所属選手チーム対抗戦による「オートレースクラシック川口」、元船橋所属選手を船橋場とした 6 場対抗戦による「浜松 GⅡオートレースメモリアル」等お客様に魅力ある番組を提供した。
- ③ 選手のハンデについて透明性を高めるべく、前年度に引続き、ハンデの格付けの変更を行わない番組編成を普通開催において実施した。
また、川口、浜松、伊勢崎場で、出走表等にハンデの格付け表を記載するなど、お客様にとってわかりやすい情報を提供した。

（４）検査に関する業務

- ① 競走車の検査にあたっては、小型自動車競走振興法人の定める「検査の要領」に従い、競走中の事故を未然に防ぐため、使用競走車の確認及び出場適性の検査確認として、前日検査、当日検査及び出走直前検査をそれぞれ綿密に実施した。
- ② 故障車については、その原因を十分に調査し、その内容等について関係者へ速やかに報告した。
- ③ 検車整備機器については、選手が効率的な整備を行えるよう既存機器工具類の点検補修を実施した。
- ④ ロッカー地区の火災予防として、施設の点検、連絡体制の周知、放送・貼紙による注意喚起、立ち入り場所の制限等を行った。

（５）選手管理に関する業務

- ① 選手の管理にあたっては、小型自動車競走振興法人の定める「管理の要領」に従い、選手を最善の状態で競走に出場させるため、選手の出場資格の確認、健康状態その他出場適性の検査を行った。
- ② 不正排除のため、選手の面会及び外出の制限、管理地区への通信機器等の持ち込み禁止、入場許可を受けていない者（非参加選手を含む。）の入場制限を徹底した。
- ③ 選手の動向、情報については、小型自動車競走振興法人調査員との緊密な連携のものと的確に把握し、競走の公正安全の確保と事故の未然防止を図った。
- ④ 保健衛生、火災予防に留意し、選手宿舎の害虫駆除、各室の寝具乾燥等を行った。
- ⑤ 選手に提供する食事については、調理請負業者に対し衛生面及び栄養バランス等に配慮するよう監督指導を行った。
- ⑥ オートレース新型コロナウイルス感染症対策本部で定めた感染症対策要綱に基づき、参加受付時には、問診を強化した上で、体温計測を行い 37.5 度を目安に医師の所見を参考に参加の可否を判断した。参加受付時の密な状態を回避するため、入室制限、扉の開放、マスク着用の義務づけ、手指のアルコール消毒の励行を指導した。

更に、密の状態を防ぐため、レース終了時、ロッカーへ帰る際のヘルメット、競走車の受け取り（出迎え）を禁止した。

選手宿舎関係業務にあたっては、選手宿泊心得に基づき選手への指導を行った。

宿舎内においても新型コロナウイルス感染症予防対策として共用部の定期的な消毒、起床後及び就寝前の体温計測の義務づけ、他の居室への入室禁止、談話室の入室制限、アルコール消毒液の設置、入浴時の人数制限及びサウナ室の使用禁止を行った。また、体調不良を訴える選手には細心の注意を払い、別室に隔離した。食堂においては、座席数を減らし対面を避け分散しての食事を実施した。さらに、マッサージについては当面の間中止する等、新型コロナウイルス感染予防に努めた。報道関係者など、外部からの来場者についても体温計測、マスクの着用、手洗いの励行を行った。

前年度に引続き、全選手に対し、健康管理・把握強化のための PCR 検査を原則 1 ヶ月ごとに 1 回実施し、安心、安全な競技運営を行った。

2. 東西競走会の実務研修に関する事業

(1) 業務実務研修

新型コロナウイルス感染症の感染状況を注視しつつ、職員の資質及び技術の向上を目的として東日本競走会から飯塚場及び山陽場へ各 1 名、西日本競走会から伊勢崎場へ 2 名を相互に派遣し、実務研修を実施した。

3. その他の事業

(1) 選手会に対する支援

一般社団法人全日本オートレース選手会の埼玉、浜松及び伊勢崎各支部の円滑な事業運営のため、選手会及び施行者と協力し、ファン感謝祭、チャリティグッズ販売に職員を参加させるなど協力支援を行ってきたが、引き続き新型コロナウイルス感染症の感染状況を鑑み、選手イベント等は当面の間、中止とした。

(2) 選手共済会に対する支援

一般財団法人全国小型自動車競走選手共済会の円滑な事業運営のため、選手の入退会に伴う事務、各種給付事務、会費の徴収事務及び経理事務について適正な処理を行うなど支援を行った。

(3) 小型自動車競走振興法人との連携、支援

小型自動車競走振興法人が実施する審判長会議、番組担当者会議等に職員を参加させた。また、第 36 期選手候補生の配属予定競走場での実地訓練に職員を参加させ支援を行った。

(4) モーターサイクルスポーツ等に関する事業

新型コロナウイルス感染症感染拡大によるイベントの自粛に伴い、モーターサイクルスポーツ等に関する事業は行っていない。

(5) 諸会議

- ① 理事会・評議員会において、事業報告・収支決算、事業計画・収支予算等が審議・承認され、経済産業省へそれぞれ認可申請等を提出した。

回 数	開 催 日	議 事
第 35 回 理事会	令和 4 年 5 月 25 日 (水)	・ 令和 3 年度事業報告の承認について ・ 令和 3 年度収支決算の承認について ・ 評議員候補者の推薦について ・ 評議員会の招集について
第 36 回 理事会	令和 5 年 2 月 15 日 (水)	・ 令和 5 年度事業計画の承認について ・ 令和 5 年度収支予算の承認について ・ 競走実施法人の指定の更新について ・ 例規の廃止及び一部改正について ・ 評議員会の招集について

回 数	開 催 日	議 事
第 26 回 評議員会	令和 4 年 6 月 10 日 (金)	・ 評議員の選任について ・ 令和 3 年度事業報告について ・ 令和 3 年度収支決算の承認について
第 27 回 評議員会 (決議の省略)	令和 5 年 3 月 7 日 (火)	・ 役員候補選考委員の選任について

- ② 本財団の円滑な運営、競走業務の適正な実施並びに職員の意識の共有、資質の向上のため、支部長会議 (4 回)、ワーキング会議 (3 回)、川口本部、各支部において幹部会議等を実施した。

(6) 人事、労務管理及び福利厚生

- ① 人事については、本財団の業務運営を十分考慮し、職員の適性、職場状況等を勘案して的確な人事配置を行い、本財団業務を適正に実施した。
- ② 本財団では、職員の勤務場所は、自場に加え、他場等での勤務割り当ても行っている。このため、各オートレース場でのレース開催に合わせ、職員の労働状況・健康状態に十分配慮の上、勤務の割り当てを行った。

- ③ 定期健康診断、職場環境の改善を行うなど、職員及び開催従事員の健康管理に十分な配慮を行い、良好な職場環境を維持した。
- ④ 前年度に引続き、役職員等に対し、健康管理・把握強化のための PCR 検査を原則 1 ヶ月ごとに 1 回実施した。

（7）施行者等との協力体制の強化

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の為、施行者及び小型自動車競走事業包括的民間委託業者と協力し、新型コロナウイルス感染予防対策に努めた。

（8）持続可能な事業運営等の検討

小型自動車競走実施法人として、将来において持続可能な事業運営を行っていくため、職員構成に伴い起こりうる諸問題、今後の新規採用のあり方及び川口ナイトレース、浜松アーリーレース、伊勢崎アフター5 ナイターレースの取り組み方法について検討、研究を行った。

令和 4 年度事業報告書の附属明細書について

令和 4 年度事業報告書には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第 34 条第 3 項に規定する附属明細書に記載する「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないため作成しない。

令和 5 年 6 月

一般財団法人 東日本小型自動車競走会